

職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視
—職業訓練を中心として—
結果に基づく勧告

平成 28 年 2 月
総 務 省

前書き

産業構造の変化、技術の進歩、少子高齢化など経済社会情勢が変化する中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらに伴う業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させるとともに、転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対する適切な職業能力開発の実施が必要となっている。

景気の緩やかな回復基調が続いており、雇用情勢が改善している中で、総務省の平成 26 年労働力調査年報（平成 27 年 5 月）によれば、26 年平均の完全失業者が 236 万人となっている。また、労働力人口の減少が見込まれる中、長期失業者（89 万人）^{（注 1）}、出産・育児を理由に求職していない女性の就業希望者（101 万人）^{（注 2）}、若年無業者（56 万人）^{（注 3）} 等の職業能力の習得や就業の促進が課題となっており、就業経験や能力等が多様な者への対応が求められている。

また、厚生労働省の一般職業紹介状況（平成 27 年 4 月）の有効求人倍率をみると、全体で 1.17 倍となっており、職業別では、介護サービスの職業で 2.25 倍、情報処理・通信技術者で 2.00 倍、社会福祉の専門的職業で 1.57 倍など、様々な職場で人手不足が生じている反面、一般事務の職業で 0.25 倍など、多くの求職者が希望する職業で就職困難な状況となっているなど、一部に労働力需給のミスマッチもみられる。

このような状況の下、厚生労働省は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、職業能力開発の基本的施策について、「第 9 次職業能力開発基本計画」（対象期間は平成 23 年度から 27 年度まで）を策定し、成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化等を推進しており、求職者の早期の安定した就職の促進に向け、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、求職者に対して知識の付与や実習による技能の習得などを行う職業訓練の機会の提供が重要となっている。

現在、求職者に対する職業訓練として、主に公共職業訓練の離職者訓練（平

成 26 年度約 13.4 万人が受講）と求職者支援訓練（同約 5.5 万人が受講）が実施されている。また、離職者訓練は、施設内訓練（同約 4.0 万人が受講）と委託訓練（同約 9.4 万人が受講）に分かれる。施設内訓練は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県等の公的機関が自ら訓練を実施しているが、委託訓練及び求職者支援訓練は、民間教育訓練機関等に訓練を実施させており、両訓練の受講者数の合計が約 14.9 万人と、求職者に対する職業訓練の受講者数（約 18.9 万人）の約 8 割を民間教育訓練機関等が占めており、民間教育訓練機関等の有する教育訓練資源を最大限に活用することが重要となっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットの強化に向け、職業訓練の効果的な実施を図る観点から、職業訓練の設定、実施の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

（注 1）完全失業者のうち、失業期間が 1 年以上の者

（注 2）非労働力人口のうち、就業希望者（就業を希望しているものの、求職活動をしていない者）で非求職の理由を「出産・育児のため」とする女性

（注 3）15 歳～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

目 次

1	公的職業訓練の効果的な実施の推進	1
2	公共職業安定所における開講前中止の訓練申込者に対する支援の徹底	14
3	育児中の女性等が受講しやすい訓練環境の整備の推進	19

1 公的職業訓練の効果的な実施の推進

求職者を対象とした職業訓練については、現在、主として公共職業訓練の離職者訓練（平成 26 年度約 13.4 万人が受講）及び求職者支援訓練（同約 5.5 万人が受講）（以下「公的職業訓練」と総称する。）が実施されており、また、離職者訓練には、施設内訓練（同約 4.0 万人が受講）と委託訓練（同約 9.4 万人が受講）がある。

（職業訓練実施計画等に基づく離職者訓練の実施）

公共職業訓練は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 8 第 1 項に基づき、厚生労働大臣が作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとされている。この公共職業訓練に係る「職業訓練実施計画」（平成 27 年厚生労働省告示第 239 号。計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで）では、離職者訓練について、計画期間中に実施する当該訓練の対象者数を 14.1 万人とし、うち 2.7 万人を施設内訓練として、11.4 万人を委託訓練として実施することとされている。委託訓練については、人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野や、今後成長が見込める医療、情報通信、観光、環境・エネルギー分野等において充実を図ることとされている。また、同計画においては、効果的な離職者訓練の実施のための取組として、i）産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うこと、ii）定員の充足状況や修了者の就職実績が低調な訓練科については、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図ることなどが定められている。

同様に、各都道府県においても、職業能力開発施策の一層の充実を図るため、毎年度、厚生労働省が作成する策定方針を踏まえた「地方職業能力開発実施計画」を策定することとされており、「平成 27 年度地方職業能力開発実施計画の策定について」（平成 26 年 12 月 1 日付け能発第 1201 第 1 号厚生労働省職業能力開発局能力開発課長通知。以下「平成 27 年度地方職業能力開発実施計画通知」という。）に基づき、職業訓練の対象者数のほか、実施する職業訓練の内容・効果的な実施のための取組その他必要な事項などが定められている。

（全国職業訓練実施計画等に基づく求職者支援訓練の実施）

厚生労働大臣は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）（以下「求職者支援法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、特定求職者（注 1）に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を策定するものとされており、厚生労働省では、毎年度、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画」（全国職業訓練実施計画）を策定している。平成 27 年度における同計画（平成 27 年厚生労働省告示第 240 号。計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで）では、求職者支援訓練について、実施規模に関しては「54,000 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 83,080 人を上限とする」、訓練内容に関しては「基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする」、「成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする」と定められている。また、訓練認定規模（注 2）については、次のとおり定められている。

- ① 基礎コースは訓練認定規模の 30%、実践コースは訓練認定規模の 70%
- ② 実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の 3 分野の割合は、地域の実情に応じて次の目安に沿って設定
 - i 3 分野合計の目安として、実践コース全体の訓練認定規模の 45%
 - ii 実践コース全体の訓練認定規模に占める各分野の下限の目安として、介護系 20%、医療事務系 5%及び情報系 5%

また、実践コースのうち、その他の成長分野、人材不足分野（農業、環境、観光、建設等）等については、実践コース全体の訓練認定規模の 55%を目安とする。

（注 1）「特定求職者」とは、雇用保険の失業等給付を受給できない者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると公共職業安定所長が認める者をいう。

（注 2）「訓練認定規模」とは、求職者支援法第 4 条第 1 項に基づく厚生労働大臣による認定に係る職業訓練の実施規模（求職者支援訓練の定員）をいう。

さらに、平成 27 年度における全国職業訓練実施計画においては、求職者支援

訓練における就職率（雇用保険適用就職率^{（注3）}）に係る目標として、基礎コースで55%、実践コースで60%を目指すこととされている。また、同計画には、特定求職者に対する職業訓練の一つである離職者訓練の実施規模及び分野並びに就職率に係る目標も定められており、施設内訓練で80%、委託訓練で70%を目指すこととされている。

厚生労働大臣は、全国職業訓練実施計画の策定に併せて、都道府県単位の計画を策定しており、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の公布及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく職業訓練の認定等について」（平成23年7月25日付け職発0725第9号・能発0725第3号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長通知）に基づき、都道府県労働局長が、地域訓練協議会を開催し、都道府県や地域における関係団体等の意見を聴取の上、「地域職業訓練実施計画」の案を取りまとめることとされている。

（注3）「雇用保険適用就職率」とは、訓練修了者及び就職を理由に中途退校した者のうち、就職に伴い雇用保険の一般被保険者又は雇用保険適用事業主となった者の割合をいう。「雇用保険部会報告」（平成25年12月26日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会（第97回））において、求職者支援制度はその成果として安定した就職を目指していくべきであるが、現状では就職の状況について受講生本人の申告に基づく就職状況の把握が必ずしも正確になされていないことから、制度の成果を適切に把握していくためにも、就職状況の把握や確認する方法を改善するとともに、就職としては雇用保険が適用される就職であるかを把握し、その就職を成果として捉えるよう見直すべきであるとされたことを受け、平成26年度における全国職業訓練実施計画から、求職者支援訓練における就職率に係る目標の設定に用いられている。

（公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定）

厚生労働省の「新しい職業能力開発行政の姿」（平成26年7月職業能力開発行政改革検討チーム報告書）において、職業能力開発行政の施策分野ごとの課題の一つとして「公共職業訓練と求職者支援訓練で、それぞれ別に計画を策定しているため、公的職業訓練全体として効果的な訓練計画を策定できていない」と指摘されており、この課題の解決に向けた具体的な改革の方向性として、都道府県ごとに一つの公的職業訓練の総合的な訓練計画を策定する旨が示されている。これを踏まえ、同省は、公的職業訓練総体として効果的な実施を担保するため、平成26年12月に都道府県に対し、平成27年度地方職業能力開発実施

計画通知を発出し、平成 27 年度から公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画の策定を促進しており、同年度において既に 12 都道府県（注 4）で総合的な計画が策定されている（28 年度には全ての都道府県において策定される予定）。同省が策定する公共職業訓練に係る職業訓練実施計画及び求職者支援訓練に係る全国職業訓練実施計画については、平成 28 年度には一つの総合的な訓練計画となる予定である。

（注 4）青森県、富山県、石川県、長野県、三重県、京都府（平成 26 年度計画から実施）、大阪府、兵庫県、鳥取県、香川県、宮崎県及び鹿児島県の 12 都道府県

（地域訓練協議会の設置・運営）

「地域訓練協議会」は、地域における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練を実施するに当たり、全国職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模に係る目標を確認するとともに、その達成に向け、訓練実施機関の開拓等に地域の関係者が連携して取り組むための検討の場として、都道府県ごとに開催されるものである（事務局は各都道府県労働局職業安定部に設置）。同協議会は、有識者（人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者）のほか、産業界（都道府県経営者協会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所等）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）都道府県支部（職業訓練支援センター）、都道府県、都道府県労働局等の関係者から構成され、i）地域（都道府県）における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の訓練実施分野及び規模（目標）の設定に関すること、ii）訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関することなどの事項について協議することとされている。また、原則として年 2 回開催することとされ、各年度の地域職業訓練実施計画に盛り込むべき内容についての意見交換等が行われている。

さらに、厚生労働省は、平成 26 年 9 月に都道府県、都道府県労働局及び(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、「公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化について」（平成 26 年 9 月 29 日付け職訓発 0929 第 1 号・能発 0929 第 1 号厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長、

職業能力開発局能力開発課長通知) を発出し、公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化を図るため、地域訓練協議会等の合議体を更に活用することとしている。同通知においては、地域訓練協議会等の労使団体も参画している合議体を活用して、産業政策を含めた地域全体の人づくりの視点で、地域のニーズを踏まえ、公的職業訓練を総合的、一体的かつ計画的に実施できるよう、都道府県ごとに公的職業訓練の総合的な訓練計画を策定するなど、訓練のコース設定、実施地域、募集時期、実施時期、定員等を関係機関で十分に調整することとされている。

今回、21 都道府県及び 21 都道府県労働局 (21 地域訓練協議会、33 安定所) における公的職業訓練の実施状況を調査 (注 5、6) した結果、以下のような状況がみられた。

(注 5) 公的職業訓練の実施状況を調査するに当たっては、公共職業訓練に係る職業訓練実施計画及び求職者支援訓練に係る全国職業訓練実施計画において、人材不足が深刻な分野や今後成長が見込める分野として具体的に例示されている訓練分野を中心に調査するとともに、様々な創意工夫や柔軟なアイデアをいかした訓練の担い手たる民間教育訓練機関等 (専修学校、各種学校、大学、大学院、NPO、事業主 (事業主団体)) が実施する委託訓練及び求職者支援訓練を重点的に調査した。

(注 6) 公的職業訓練の実施状況を検証するに当たっては、地域の求人ニーズを把握するための指標として、厚生労働省が公表している「職業別の有効求人倍率」のデータを、公的職業訓練の訓練効果 (求職者の早期の安定した就職の実現) を把握するための指標として、「訓練分野別の就職率 (求職者支援訓練の場合は雇用保険適用就職率)」のデータをそれぞれ活用して、公的職業訓練が地域の求人ニーズを踏まえて効果的に実施されているかとの観点から分析した。

(1) 委託訓練

(地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野)

21 都道府県における職業別の有効求人倍率のうち、「介護サービスの職業」の推移をみると、平成 24 年度は最高 3.06 倍で最低 1.17 倍、25 年度は最高 3.47 倍で最低 1.33 倍、26 年度は最高 4.25 倍で最低 1.54 倍と全体的に高水準で推移しており、いずれの都道府県においても、介護系分野は、地域の求人ニーズが高い分野となっている。ちなみに、厚生労働省が平成 27 年 6 月 24 日に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計 (確定値) につ

いて」では、平成 27 年度以降に取り組む新たな施策の効果を見込まず現状のまま推移した場合の 37 年度における需給ギャップを 37.7 万人と推計しており、介護系分野は、中長期的にも求人ニーズの高い分野であると考えられる。

また、21 都道府県における委託訓練の受講者の就職率の推移をみると、介護系分野の受講者の就職率が 70%以上（注 7）の都道府県が、平成 24 年度で 18 都道府県（最も高いものは 87.7%）、25 年度で 20 都道府県（同 88.3%）、26 年度で 20 都道府県（同 91.4%）となっており、都道府県の中には、年度によって当該就職率が 60%台にとどまっているものがみられるものの、介護系分野は、総じて就職率が高い分野となっている。ちなみに、平成 26 年度における全国ベースでの委託訓練の受講者の就職率をみても、介護系分野の受講者の就職率は 79.3%と委託訓練の受講者全体の就職率（71.5%）に比べ高い水準となっている。

このように、介護系分野のような、地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野については、地域において今後の成長や雇用吸収が見込まれる産業に関わる分野であるとともに、求職者の早期の安定した就職の実現に一定の成果を上げていることから、訓練のより積極的な実施を目指すべき分野であると考えられる。

ただし、21 都道府県における委託訓練の開講コースの定員充足率の推移をみると、介護系分野の開講コースの定員充足率が 80%未満（注 8）の都道府県が、平成 24 年度で 4 都道府県（最も低いものは 67.6%）、25 年度で 12 都道府県（同 56.6%）、26 年度で 15 都道府県（同 54.1%）となっており、介護系分野については、雇用情勢の改善等を反映して受講者が集まりにくい状況となっている。ちなみに、平成 26 年度における全国ベースでの委託訓練の開講コースの定員充足率をみても、介護系分野の開講コースの定員充足率は 72.3%と委託訓練全体の開講コースの定員充足率（82.6%）を下回っている。このため、介護系分野の訓練のより積極的な実施を目指すに当たって、まず、より多くの受講者が集まるよう、所要の方策として、求職者に対する公的職業訓練の周知を適切に行うとともに、公的職業訓練の受講により就職可能性が高まるとみられる者に対する積極的な公的職業訓練への誘導や、求職者の就職可能性を高めるような適切な受講あっせん（注 9）を行うことが重要である。

一方、厚生労働省では、公共職業安定所（以下「安定所」という。）における雇用保険受給者説明会を活用した訓練の概要等についての説明や、訓練実施機関による訓練コース説明会の開催、公的職業訓練への誘導に必要な安定所職員の専門性を向上させるための訓練施設の見学会の実施などに取り組むこととしているが、21 都道府県労働局の 33 安定所の中には、平成 25 年度において、i) 委託訓練を行う民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を開催していないもの（25 安定所）、ii) 安定所職員向けの訓練施設の見学会について、民間教育訓練機関等の訓練施設を対象とした見学会を実施していないもの（22 安定所）がみられた（注 10、11）。

また、介護系分野は、地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野であり、その受講者の就職可能性は高いと考えられることから、安定所における求職者に対する受講あつせんに当たっては、求職者本人の能力・適性等も踏まえつつ、介護系分野への誘導をより積極的に行うことが重要である。加えて、説明会等による求職者に対する公的職業訓練の周知に当たっても、介護系分野の訓練コースの訓練内容や期待される訓練効果、当該コース修了者の就職実績等を示しながら、積極的な誘導に取り組むことが効果的であると考えられる。

さらに、介護系分野に関しては、求職者が介護職員を取り巻く現状等を正確に理解できるよう、求職者に対し十分な説明を行うことが必要であり、そのためには、介護事業の事業主団体など介護系分野の求人者側から有用な情報を収集することが効果的であると考えられる。

訓練コースの設定に係る都道府県労働局の取組事例（平成 26 年 12 月 3 日第 12 回中央訓練協議会）の中には、介護事業者の施設長を招き、介護の現場から見えてくる課題等について意見交換を行い、今後の訓練の設定・構築のための参考とすることとしている例がみられた。また、21 都道府県労働局の中にも、平成 25 年度において、介護事業者の訓練ニーズを把握するための管内の安定所による電話調査を実施した例がみられた。このような介護系分野の求人者側との連携・交流は、地域における介護系分野の求人ニーズをより的確に把握するという意味でも積極的に取り組むべきであり、当該連携・交流を通じて収集・把握した有用な情報については、訓練コースの設定にとど

まらず、求職者の介護系分野への誘導など、より幅広く活用すべきである。

(注 7) 平成 26 年度以降、全国職業訓練実施計画において、委託訓練の受講者の就職率に係る目標は 70%と定められている。

(注 8) 21 都道府県の委託訓練全体の定員充足率は、平成 24 年度 87.3%、25 年度 85.2%、26 年度 82.1%となっている。

(注 9) 「受講あっせん」とは、離職者訓練又は求職者支援訓練の受講に当たって、当該職業訓練の受講が適職に就かせるために必要であると認められた者であること等の基準を満たす場合に、安定所長が離職者訓練の主な受講者である雇用保険受給者に対して受講指示又は受講推薦を、求職者支援訓練の主な受講者である特定求職者に対して支援指示を行うことをいう。

(注 10) 安定所における雇用保険受給者説明会を活用した訓練の概要等についての説明は、平成 25 年度において、調査対象 33 安定所の全てで実施されていた。

(注 11) ii) の事例は、(1) 委託訓練と (2) 求職者支援訓練とで同一のものである。

(2) 求職者支援訓練

ア 地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野

求職者支援訓練のうち実践コースにおける全国共通分野（全国職業訓練実施計画において訓練認定規模の目安が示されている介護系、医療事務系及び情報系の 3 分野をいう。以下同じ。）の一つである介護系分野は、前記 (1) のとおり、地域の求人ニーズが高い分野となっており、中長期的な求人ニーズも高いと考えられる。

また、21 都道府県労働局における求職者支援訓練のうち実践コースの受講者の雇用保険適用就職率の推移をみると、介護系分野の受講者の当該就職率が 60%以上 (注 12) の都道府県労働局が、平成 24 年度で 14 労働局（最も高いものは 75.8%）、25 年度で 17 労働局（同 84.1%）、26 年度で 18 労働局（同 84.6%）となっており、都道府県労働局の中には、年度によって当該就職率が 50%台ないし 40%台にとどまっているものがみられるものの、介護系分野は、総じて就職率が高い分野となっている。ちなみに、平成 26 年度における全国ベースでの求職者支援訓練のうち実践コースの受講者の雇用保険適用就職率をみても、介護系分野の受講者の当該就職率は 68.1%と実践コースの受講者全体の就職率（56.0%）に比べ高い水準となっている。

このように、委託訓練と同様に求職者支援訓練においても、介護系分野

のような、地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野については、地域において今後の成長や雇用吸収が見込まれる産業に関わる分野であるとともに、求職者の早期の安定した就職の実現に一定の成果を上げていることから、訓練のより積極的な実施を目指すべき分野であると考えられる。

ただし、21 都道府県労働局における求職者支援訓練のうち実践コースの開講コースの定員充足率の推移をみると、介護系分野の開講コースの定員充足率が 60%未満^(注13) の都道府県労働局が、平成 24 年度で 9 労働局（最も低いものは 43.9%）、25 年度で 15 労働局（同 35.3%）、26 年度で 12 労働局（同 20.0%）となっており、介護系分野については、求職者支援訓練においても、雇用情勢の改善等を反映して受講者が集まりにくい状況となっている。ちなみに、平成 26 年度における全国ベースでの求職者支援訓練のうち実践コースの開講コースの定員充足率をみても、介護系分野の開講コースの定員充足率は 57.2%と実践コース全体の開講コースの定員充足率（61.9%）を下回っている。このため、求職者支援訓練においても、介護系分野の訓練のより積極的な実施を目指すに当たって、まず、より多くの受講者が集まるよう、所要の方策として、前記(1)で述べたとおり、求職者に対する公的職業訓練の周知を適切に行うとともに、公的職業訓練の受講により就職可能性が高まるとみられる者に対する積極的な公的職業訓練への誘導や、求職者の就職可能性を高めるような適切な受講あっせんを行うことが重要である。

しかし、21 都道府県労働局の 33 安定所の中には、平成 25 年度において、
i) 求職者支援訓練を行う民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を開催していないもの（15 安定所）、ii) 安定所職員向けの訓練施設の見学会について、民間教育訓練機関等の訓練施設を対象とした見学会を実施していないもの（22 安定所）がみられた^(注11)。

また、前記(1)で述べたとおり、安定所における求職者に対する受講あっせんに当たって、求職者本人の能力・適性等も踏まえつつ、介護系分野への誘導をより積極的に行うことが重要であることや、求職者が介護職員を取り巻く現状等を正確に理解できるよう、求職者に対し十分な説明を行うことが必要であり、そのためには、介護事業の事業主団体など介護系分野

の求人者側から有用な情報を収集することが効果的であると考えられる。

なお、21 都道府県労働局の中には、平成 26 年度における求職者支援訓練のうち実践コースの受講者の雇用保険適用就職率が介護系分野、実践コース全体とも 40%台前半にとどまっているものが 1 労働局みられた。介護系分野は、全体的には求職者の早期の安定した就職の実現に一定の成果を上げており、訓練のより積極的な実施を目指すべき分野ではあるものの、このような就職実績が低調なケースがみられる場合には、その原因の把握・分析を行った上で、受講者に対する就職支援の強化を図るなど個別の対応も必要である。

(注 12) 平成 26 年度以降、全国職業訓練実施計画において、求職者支援訓練のうち実践コースの受講者の雇用保険適用就職率に係る目標は 60%と定められている。

(注 13) 21 都道府県の求職者支援訓練のうち実践コース全体の定員充足率は、平成 24 年度 58.9%、25 年度 59.9%、26 年度 62.2%となっている。

イ 就職率は向上してきているものの地域の求人ニーズが必ずしも十分に把握できていない訓練分野

求職者支援訓練のうち実践コースにおける全国共通分野の一つである医療事務系分野について、21 都道府県労働局における雇用保険適用就職率の推移をみると、60%以上(注 12)の都道府県労働局は、平成 24 年度で 9 労働局(最も高いものは 76.3%)、25 年度で 7 労働局(同 75.9%)、26 年度で 12 労働局(同 88.2%)となっている。その一方で、40%台の都道府県労働局が、平成 24 年度で 7 労働局、25 年度で 6 労働局、26 年度で 3 労働局みられるほか、3 か年とも 40%台のものも 2 労働局みられ、医療事務系分野の受講者の当該就職率には一定の地域間較差が認められる。ちなみに、平成 26 年度における全国ベースでの求職者支援訓練のうち実践コース受講者の雇用保険適用就職率をみると、医療事務系分野の受講者の当該就職率は 60.4%と実践コースの受講者全体の就職率(56.0%)を少し上回る程度であり、医療事務系分野は、現状では、就職率が高いとはいえないものの、就職率は総じて向上してきている分野となっている。

一方、全国の「医療事務員」の有効求人倍率については、平成 24 年度で

0.37 倍、25 年度で 0.44 倍、26 年度で 0.56 倍と高くはないが、当省の調査において、i) 安定所への医療機関による医療事務に係る求人票の提出が少ないことから、医療事務系分野に係る求人数は受講希望者に比べ少ない旨の意見がみられた一方、ii) 医療事務系分野の訓練コース修了者の就職率は高いので、求人ニーズも高いとする旨の民間教育訓練機関等の意見や、iii) 医療機関では、医療事務従事者を雇用する際に、安定所を介さずに民間事業者による人材派遣や業務請負で人材を確保する場合もあるとする旨の意見もみられた。

医療事務系分野については、地域において今後の成長や雇用吸収がどの程度期待でき、求職者の早期の安定した就職の実現に向けた成果をどの程度見込めるのかを確認するという意味でも、まずは、地域の求人ニーズを的確に把握することが必要である。そのためには、安定所が把握している求人状況のみでは必ずしも十分ではないと考えられ、有効求人倍率では捉えきれない潜在的な求人ニーズに関する様々な情報をより幅広く収集するための工夫が求められる。

ウ 地域の求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていないものがみられる訓練分野

求職者支援訓練のうち実践コースにおける全国共通分野の一つである情報系分野について、21 都道府県における職業別の有効求人倍率のうち「情報処理・通信技術者」の推移をみると、平成 24 年度は最高 2.89 倍で最低 0.23 倍、25 年度は最高 3.32 倍で最低 0.30 倍、26 年度は最高 3.57 倍で最低 0.41 倍となっており、当該倍率が 1.0 倍未満の都道府県が、24 年度で 12 都道府県、25 年度で 11 都道府県、26 年度で 9 都道府県みられるなど、地域間での著しい較差が認められる。

また、21 都道府県労働局における雇用保険適用就職率の推移をみると、情報系分野の受講者の当該就職率について、平成 24 年度は最高 100%で最低 18.2%、25 年度は最高 80.0%で最低 22.2%、26 年度は最高 75.0%で最低 30.0%となっているなど、就職率についても、地域間での著しい較差が認められる。

このように、情報系分野については、有効求人倍率（情報処理・通信技術者）及び雇用保険適用就職率とも地域間較差が著しいことから、分野全体としての特徴的な傾向は見いだせないものの、地域によっては、有効求人倍率（情報処理・通信技術者）が2.0倍以上と高水準であるにもかかわらず、雇用保険適用就職率が60%未満（注12）にとどまっているものもみられる。この点について、厚生労働省は、情報系分野において求人側が求める人材像の職業能力レベルが高度化していることなどから、受講者の早期の就職を目的とする求職者支援訓練においては、このような高い職業能力の開発に必要とされる知識・技能を習得させるには訓練期間が短いなど、求人側の人材ニーズに対応することが困難な面もあるとしている。この同省の見解を踏まえると、これらのケースについては、地域における情報系分野に係る求人ニーズに応じた訓練が実施できていないことが一因ではないかとも考えられることから、このようなケースが生じた原因の把握・分析を的確に行った上で、訓練内容等の見直しなど適切な措置を講ずることが求められる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、民間教育訓練機関等を活用した多様な訓練機会の提供を通じた求職者の早期の安定した就職の実現を促進する観点から、地域における公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定及び実施に当たって、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 介護系分野など地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野に重点を置いて、都道府県労働局、安定所等における求職者に対する公的職業訓練の周知や誘導等をより積極的に実施すること。
- ② 医療事務系分野など就職率は向上してきているものの地域の求人ニーズが必ずしも十分に把握できていない訓練分野については、当該分野に係る地域の求人ニーズをよりの確に把握できるよう、地域訓練協議会を活用しつつ、効果的な把握手法を検討し、都道府県労働局等における取組の徹底を図ること。

- ③ 情報系分野など地域の求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていないものがみられる訓練分野については、地域訓練協議会が中心となって、その原因の把握・分析を的確に行い、その結果に基づき、訓練内容等の見直しなど適切な措置を講ずること。

2 公共職業安定所における開講前中止の訓練申込者に対する支援の徹底

「一般職業紹介業務取扱要領の改正について」（平成 23 年 3 月 3 日付け職発 0303 第 1 号厚生労働省職業安定局長通達）別添「一般職業紹介業務取扱要領」において、安定所が、「職業相談を行う中で、適職への就職を実現するためには、求職者の職業能力や資格が不足しているものと判断された場合、公共職業訓練等（公共職業訓練のほか、求職者支援訓練、介護労働講習、職場適応訓練及び一部の職業講習を含む。）により職業能力の開発、向上を図ることが重要である」とされている。

また、安定所は、求職者の就職可能性を高める観点から受講あっせんを行うこととしており、受講あっせんした訓練受講者について、当該訓練の受講から修了後の就職まで、本人の状況を的確に把握し、個々人の状況に応じた就職支援を行うことが必要であるとされている。

(1) 公的職業訓練の訓練コースの開講前中止の状況

離職者訓練の訓練コースの開講前中止について、施設内訓練では、訓練コースの受講申込者がいる場合は原則開講することとされており、委託訓練では、都道府県ごとに訓練コースの受講申込者数の状況に応じて開講前に中止することができる条件（注 1）が示されている。

また、求職者支援訓練の訓練コースの開講前中止については、「求職者支援制度の実施について」（平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号・能発 0901 第 5 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長通知）別添「求職者支援制度業務取扱要領」（以下「求職者支援制度業務取扱要領」という。）において、訓練コースの受講申込者が定員の半数に満たない場合には、開講前に中止することができるとしている。

（注 1）訓練を委託する都道府県の仕様書の内容によって開講前に中止できる条件は異なる。例えば、民間教育訓練機関等に職業訓練の実施を委託する際の仕様書で、i）受講申込者が一定の割合に満たない場合は訓練コースを開講前に中止することができる、ii）受講申込者が民間教育訓練機関等が示す開講可能最少人数を下回った場合、都道府県と協議し訓練を中止することができる等とされている。

今回、19 都道府県（注2）、20 職業訓練支援センター（注3）及び民間教育訓練機関等における公的職業訓練の開講前の中止の実態及び33 安定所における支援等を調査した結果は、以下のとおりである。

平成25年度に設定された公的職業訓練の訓練コースをみると、

- ① 19 都道府県の施設内訓練は、387 コースのうち1 コースが開講前に中止となった。ただし、同コースは受講申込者がなく、開講前の中止の影響を受けた者はいない。
- ② 20 職業訓練支援センターの施設内訓練は、552 コースが全て開講されていた。
- ③ 21 都道府県で民間教育訓練機関等が実施した委託訓練は、3,048 コースのうち193 コース（委託訓練全体の6.3%）が開講前に中止となり、625 人の受講申込者が希望した訓練コースを受講できなかった。
- ④ 21 都道府県労働局管内で認定を受け、民間教育訓練機関等が実施した求職者支援訓練は、基礎コースでは1,334 コースのうち257 コース（基礎コースの19.3%）、実践コースでは3,076 コースのうち664 コース（実践コースの21.6%）が開講前に中止となり、計2,932 人（基礎コース705 人、実践コース2,227 人）が希望した訓練コースを受講できなかった。

（注2）21 都道府県のうち2 都道府県は、施設内訓練を実施していないため、調査対象から除外した。

（注3）東京職業訓練支援センターは、施設内訓練を実施していないため、調査対象から除外した。

なお、調査した21 都道府県における平成25年度の離職者訓練の委託訓練及び求職者支援訓練（基礎コース及び実践コース）の応募倍率及び定員充足率をみると、i）委託訓練の応募倍率は平均1.30 倍であるのに対して、求職者支援訓練は平均0.63 倍、ii）委託訓練の定員充足率は平均85.2%であるのに対して、求職者支援訓練は平均59.9%と定員充足率が低調となっている。

(2) 安定所における開講前中止となった訓練コースの受講申込者への支援等の状況

離職者訓練のうち施設内訓練については、受講申込者がいる場合、原則開講しており、委託訓練においても開講前に中止となることは少ないとして、

厚生労働省では、離職者訓練の訓練コースが開講前に中止となった際の受講申込者への支援等は、安定所ごとの判断に委ねているとしている。

一方、求職者支援制度業務取扱要領において、求職者支援訓練を中止した場合、訓練実施機関は、各受講申込者、応募者の受講申込みを受け付けた安定所の所在地の都道府県労働局及び職業訓練支援センターに対して、速やかに訓練中止を電話で連絡するとともに、①都道府県労働局に対しては書面による通知を、②職業訓練支援センターの上部機関である（独）高齢・障害・求職者支援機構本部に対しては訓練中止の届出を提出する必要があるとされている。

加えて、求職者支援制度業務取扱要領において、訓練実施機関から訓練コースの中止の連絡を受けた安定所は、中止となった訓練コースへの受講申込者が、できる限り早期に同様の職業訓練の受講が可能となるよう、他の訓練コースの情報を提供するなど就職の実現に向けた助言、援助を行うことが求められている。

今回、21 都道府県労働局の 33 安定所について、平成 25 年度において訓練コースが開講前に中止となった公的職業訓練の訓練コース受講申込者への取組状況を調査した結果、安定所の中には、以下のとおり、開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の早期の就職の実現に向け、積極的な支援を行っている例がみられた。

- ① 七尾安定所では、訓練コースの受講申込者 12 人（離職者訓練 7 人、求職者支援訓練 5 人）全員と面談を行い、今後の訓練の意向確認や訓練情報の提供、当該訓練コースが介護系分野の場合には、働きながら介護資格を取るプログラムを提案するなどの支援を実施し、訓練中止後に受講申込者全員が安定所に来所し、その結果、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職している者の割合が 83.3%（12 人中 10 人）となっている。
- ② 枚方安定所及び河内長野安定所では、訓練コースの受講申込者計 32 人（いずれも求職者支援訓練）全員に、訓練中止が決定した翌日、電話連絡を行い、類似の訓練コースを紹介し、他の訓練への振替希望に対応するなどの支援を実施しており、訓練中止後に受講申込者全員が安定所に来所し、

その結果、他の訓練を受講している者の割合が84.4%（32人中27人）となっている。

なお、これらの支援等は、大阪労働局が中心となった取組であり、同労働局では、訓練コースが開講前に中止となった翌日の午前9時までに管内の安定所に対して、i) 開講前に中止となった訓練コースの受講申込者への中止連絡、ii) 他の訓練コースへの振替希望の確認、iii) 他の訓練コースへの振替を希望する者に対しては、新たにキャリアコンサルティング（注4）の実施、iv) 適切な訓練コースの選定等の指示を行い、安定所は、受講申込者に電話連絡を行い、他の訓練への振替希望等に対応することとしている。

（注4）「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。

一方、訓練中止後に受講申込者が来所したときのみの対応にとどまっているものが離職者訓練では1安定所（高松）、求職者支援訓練では3安定所（草津、高松、鳥栖）みられ、特に、高松安定所では、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職している者の割合が37.5%（40人中15人）と低く、訓練中止後に受講申込者の60%（40人中24人）が安定所に来所していなかった。

なお、同安定所では、受講申込者の早期の就職の実現に向けて、平成26年度から、募集中の訓練コース情報などを案内し、安定所への来所勧奨等を実施することとした。

また、平成25年度に開講前に中止となった訓練コースの受講申込者に対する安定所の取組状況を調査した結果、33安定所のうち、開講前に中止となった離職者訓練が15安定所、求職者支援訓練が31安定所みられ、以下のとおり、募集中の訓練コース情報などを提供し、来所勧奨等を実施することとしている安定所が、当該取組を行っていない安定所に比べ、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が高い状況がみられた。

- ① 募集中の訓練コース情報などを提供し、来所勧奨等を実施することとしている安定所において、開講前に中止となった受講申込者のうち、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が、離職者訓練で86.3%（11安定所の95人中82人）、求職者支援訓練で65.3%（25安定所の484人中316人）となっている。
- ② 希望する訓練コースと類似の訓練コースがある場合、安定所への来所勧奨等を実施することとしている安定所において、開講前に中止となった受講申込者のうち、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が、離職者訓練で64.3%（1安定所の14人中9人）、求職者支援訓練で56.1%（3安定所の98人中55人）となっている。
- ③ 来所勧奨等を未実施としている安定所において、開講前に中止となった受講申込者のうち、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が、離職者訓練で0%（1安定所の2人中0人）、求職者支援訓練で53.3%（3安定所の60人中32人）となっている。
- ④ 受講申込者への対応等の記録がなく、対応状況が不明としている安定所において、開講前に中止となった受講申込者のうち、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が、離職者訓練で63.6%（2安定所の11人中7人）となっている。

【所見】

したがって、厚生労働省は、求職者の就職可能性を高める観点から、公的職業訓練の訓練コースが開講前に中止となった受講申込者に対して、できる限り早期に他の訓練が受講できるよう、中止が決定した直後に安定所から電話連絡するなど、公的職業訓練の受講を必要とする者への助言、援助等の取組の徹底を図る必要がある。

3 育児中の女性等が受講しやすい訓練環境の整備の推進

政府は、「女性活躍加速のための重点方針 2015」（平成 27 年 6 月 26 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「重点方針 2015」という。）において、「人口減少社会を迎える中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠である」としている。

また、重点方針 2015 では、「すべての女性が輝く社会」の実現に向けて、働きたい女性が仕事と育児等を両立できるよう、育児休業取得者を復帰させた事業主に対する支援の拡充等が推進すべき施策として掲げられている。

さらに、重点方針 2015 には、公的職業訓練を受講する際の託児サービス支援や短時間訓練（注 1）の拡充が掲げられており、職業訓練における育児中の女性等が受講しやすい環境の整備が進められている。

（注 1）1 日当たりの訓練時間を通常の 5 時間よりも短くした訓練であり、小学校低学年の子どもが帰宅する時間や保育所への迎えの時間までに訓練を終えなければならないなど、長時間の訓練を受講することが困難である者の受講を可能とするもの。

（公共職業訓練）

離職者訓練のうち委託訓練については、訓練の受講によって就学前の児童を保育することができない者に対し、訓練期間中に託児サービスを提供する訓練（以下「託児サービス付き訓練」という。）（注 2）及び短時間訓練（注 3）が実施されている。

一方、離職者訓練のうち施設内訓練については、ものづくり分野における女性の活躍推進を目的として、平成 27 年度から託児サービスの提供が可能とされている（注 4）。

なお、施設内訓練についても 1 日当たりの訓練時間に関する規定がないため、短時間訓練を実施することが可能となっている。

（注 2）委託訓練実施要領（平成 13 年 12 月 3 日付機能発第 519 号厚生労働省職業能力開発局長通知）において、訓練受講者に託児サービスを提供する訓練実施機関に対して、託児サービスに係る経費が国から都道府県を通じて支給されることが規定されているため、訓練受講者は無料（食事代、おむつ代等については、保護者の負担とすることができる。）で託児サービスを利用することができる。

（注 3）職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 11 条において総訓練時間が 12 時間以上であ

ることとされているほか、委託訓練実施要領において訓練コースの種類ごとに総訓練時間や1か月当たりの訓練時間が規定されているものの、1日当たりの訓練時間に関する規定はない。このため、1日当たりの訓練時間を5時間よりも短くすることができる。

(注4) 「施設内訓練に係る託児サービス付加事業の実施について」(平成27年3月26日付け能発0326第3号・能発0326第4号厚生労働省職業能力開発局長通達)によって、訓練受講者に託児サービスを提供する機関に対して、託児サービスに係る経費を国が(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構又は都道府県を通じて支給することとしたため、訓練受講者は無料(食事代、おむつ代等については、保護者の負担とすることができる。)で託児サービスを利用することができるようになった。

(求職者支援訓練)

平成26年度に開講した求職者支援訓練の受講者5万5,003人のうち、女性は3万9,247人となっており、求職者支援訓練の受講者の約7割を女性が占めている。

また、「求職者支援制度利用者調査ー訓練前調査・訓練後調査・追跡調査の結果より」(平成27年2月24日第13回中央訓練協議会資料)によると、平成24年9月開講コースの求職者支援訓練において、子どもがいる女性は、有効回答が得られた女性受講者3,350人のうち、1,453人(43.4%)となっており、求職者支援訓練の女性受講者の約半数を占めている。

求職者支援法第12条では、安定所長は、特定求職者に対して求職者支援訓練又は公共職業訓練等の受講を指示するものとされており、特定求職者が公共職業訓練を受講することは可能であるものの、調査対象とした33安定所において、平成25年度に求職者支援訓練又は公共職業訓練に受講あっせんされた特定求職者8,719人のうち、求職者支援訓練に受講あっせんされた者は7,611人(87.3%)、公共職業訓練に受講あっせんされた者は1,108人(12.7%)となっており、特定求職者の多くは求職者支援訓練に受講あっせんされている状況がみられた。

しかし、求職者支援訓練では、託児サービス付き訓練を実施する訓練実施機関に対して、託児サービスに係る経費を国が支給する制度がなく、短時間訓練についても、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令第93号)第2条によって1日当たりの訓練時間は原則として5時間以上6時間以下と規定されていることから、制度上実施

することができない状況となっている。

今回、21 都道府県、21 職業訓練支援センター及び 33 安定所における育児中の女性等が職業訓練を受講しやすい環境の整備状況について調査した結果は、以下のとおりである。

(1) 託児サービス付き訓練

21 都道府県のうち、委託訓練で託児サービス付き訓練を実施しているものは、平成 23 年度が 5 都道府県、24 年度が 7 都道府県、25 年度が 11 都道府県、26 年度が 10 都道府県とおおむね横ばいで推移しているが、これらの都道府県で実施された託児サービス付き訓練の託児利用者は、23 年度が 137 人、24 年度が 211 人、25 年度が 285 人、26 年度が 333 人と増加している。

また、施設内訓練では、平成 26 年度まで、託児サービス付き訓練は実施されていなかったことから、当省が実地調査を行った 26 年度時点において、職業訓練支援センター及び都道府県からは、託児サービス付き訓練を実施していない理由の一つとして、託児サービスに係る経費が国から支給されないことが挙げられたが、前述のとおり、27 年度から施設内訓練においても託児サービス付き訓練を実施する訓練実施機関に対して、託児サービスに係る経費が支給されることとなった。

一方、求職者支援訓練では、33 安定所のうち 4 安定所において、以下のとおり、子どもの預け先がないこと等から訓練の受講を断念する例がみられた。

- ① 就学前の児童がいる求職者が求職者支援訓練（医療事務・調剤科）の選考試験に合格したものの、訓練期間中に保育所等の子どもの預け先が見付からず、訓練の受講を断念した。（西尾安定所）
- ② 託児サービス付き訓練の受講を希望した者がいたものの、該当する訓練がなく、受講を断念した。（名古屋東安定所、高松安定所、観音寺安定所）

(2) 短時間訓練

21 職業訓練支援センター及び 21 都道府県のうち、1 都道府県では、平成 25 年度から委託訓練において、短時間訓練を実施している。

同都道府県では、家事・介護等のためにこれまで訓練を受講できなかった

女性の就業を促進することを目的として、平成 25 年度は合計 4 コース（各コースの定員は 20 人）の短時間訓練が実施され、定員 80 人に対して 76 人が受講（定員充足率 95.0%）し、修了者等 73 人のうち 54 人が就職（就職率 74.0%）している。

また、委託訓練において、平成 26 年度までは、短時間訓練を実施することで 1 か月当たりの訓練時間が 100 時間未満となる場合は、原則として、委託費は訓練時間の割合に応じて支給されていた。しかし、平成 27 年度から、育児等によって 1 日当たりの訓練の受講時間に一定の配慮が必要な者を訓練対象者とした「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」が創設され、1 か月当たりの訓練時間が 80 時間以上であれば委託費が全額支給されることとなり、短時間訓練を実施しやすい環境が整備された。

一方、求職者支援訓練について、調査対象とした安定所の中には、訓練時間が 5 時間以上の訓練では、訓練の終了時間が遅くなってしまうため、i) 小学校低学年の子どもの帰宅までに間に合わないとして受講を断念した例や、ii) 保育所への迎えの時間に間に合わないとして受講を断念した例がみられた。

このような子どもの預け先がないこと等から訓練の受講を断念する事例がみられたことから、育児中の女性等が職業訓練を受講しやすい環境の整備に当たっては、託児サービス付き訓練や短時間訓練に関する訓練の受講希望者の要望や受講者の利用状況等について適切に把握することが必要であると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、育児中の女性等が職業訓練を受講しやすい環境の整備を図る観点から、求職者支援訓練における託児サービス付き訓練や短時間訓練について、求職者支援訓練におけるニーズの把握を行い、その結果及び委託訓練における利用動向を踏まえつつ、導入を検討する必要がある。